

特 別 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

当業務の履行にあたっては、山梨県農政部制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 条 対象範囲

本業務の対象範囲は以下のとおりとし、別添位置図に示すとおりとする。

履行箇所：市川三郷町楠甫地内 楠甫揚水機場

第 3 条 打合せ等

本業務における打合せ回数は、原則として着手時、中間（3回）及び最終の5回とする。
また、作業中に疑義が生じた場合は、その都度、監督員と打合せをすること。
なお、打合せ回数が増減しても原則として、変更は行わないものとする。

第 4 条 土地の立ち入り

受注者は作業を実施するため、第3者の土地に立ち入る場合は予め監督員と協議のうえ、地権者と緊密な連絡を取り業務の円滑な遂行を期さねばならない。なお立ち入りに際しては農作物に損傷を極力与えない様努め、万が一農作物の損傷補償が生じた場合は受注者の責任において処理するものとする。

第 5 条 現地調査

受注者は、下記事項に基づき現地調査を行う。

1. 業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。
2. 本仕様書に示した設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況、河川区域等、現地を十分に把握しなければならない。
3. 本仕様書に示した設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。
4. 道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

第6条 測地成果

本業務では、基準点測量及び水準測量について国土地理院の測地成果2024を使用するものとする。なお、成果品の図面で標高の表示があるもの全てに「測地成果2024使用」を表記するものとする。

第7条 成果品

成果品は、電子データ及び紙を、次のとおり提出する。

- (1) 電子媒体 (CD-R) 2部
- (2) 紙による成果品 正・副 各1部 (チューブファイル等)

ただし、設計関係と用地関係の報告書は別冊で作成すること。

- (3) 縮小図面 (A3 観音開き) 2部

設計図面の数量・文字については、A3版に縮小した場合に判別できる大きさとする。

要領およびマニュアルで特に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

第8条 成果品の手直し

受託者は、業務完了後に受託者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、発注者の指示により、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

第9条 業務カルテの登録

本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) への登録及び業務カルテ受領書の写しの発注者への提出等を行わなければならない。

第10条 再委託体系図の作成及び提出について

「市川三郷町暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受託者は、再委託する場合には、金額・業務内容の如何にかかわらず、末端の再委託者まで反映させた、「再委託体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「再委託体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

第11条 その他

業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

第2章 業務内容

第13条 目的

本業務は、地区内の現況を把握し、効果的な整備を行うための調査・設計を目的とする。

第14条 調査業務

(1) 土木施設（樋管・吸水槽・建屋）

- ・現地踏査
- ・現地調査（近接目視 676 m²・コンクリート強度試験 9 測点・中性化試験 2 箇所・
潜水調査（潜水土、水中ドローン）河川取水樋管 φ 1,000mm L=334m ゲート含）

(2) ポンプ設備 2 台

- ・現地踏査
- ・現地調査

(3) 電気設備

- ・現地踏査
- ・現地調査

第15条 設計業務

(1) 土木施設（樋管・吸水槽・建屋）

作業項目		作業内容
1. 業務準備		対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。
2. 事前調査	(1) 資料調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。
	(2) 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。
3. 施設機能の検討		資料調査及び問診調査を基に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し、診断の重点を設定するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。
4. 施設の重要度評価及び構成要素の階層整理		事前調査及び現地踏査結果を基に、人的・経済的被害などを検討し、農業面と農業以外の周辺環境の与える影響からの施設の重要度を評価する。なお、施設の構成要素毎に影響度の区分・評価等を含む。
5. 性能低下要因の推定		事前調査及び現地踏査結果を基に、性能低下の推定を行うとともに、事故履歴による傾向を分析し、使用環境面と事故要因の関連性を整理する。また、環境（水質又は周辺環境）条件による性能低下の可能性があるか推定する。
6. 現地調査（定点調査）		事前調査及び現地踏査結果及び施設の重要度等を勘案し、現地調査

作業計画の作成	(定点調査)の範囲・調査地点の密度及び調査手法を設定する。
7. 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。
8. 性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。
9. 管理水準の設定	性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。
10. 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせる対策シナリオを複数作成する。
11. 機能保全コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。(コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。)
12. 機能保全計画(案)策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。
13. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。

(2) 機械設備(ポンプ設備)

作業項目		作業内容
1 事前調査		施設の状況や問題点等を把握するため、事前に管理者等から既存資料収集や聞き取り調査を行った上、現地での機能診断項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。
2 概略診断評価		概略診断調査の結果により、部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。
3 機能保全 対策の検討	(1) 性能低下予測	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに、設備全体としての対策実施の要否、その時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて将来予測(余寿命予測)を行う。
	(2) 機能保全対策 の検討	機能診断評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。
	(3) 対策実施シナ リオの作成	今後必要となる対策の時期、内容等を予測して機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討する。
	(4) 機能保全コス トの算定	各種診断結果による機能保全コストとして、①当面の整備に必要な費用、②今後の更新等に必要な費用(想定)、③定期点検に必要な費用を合算し算定する。
	(5) 機能保全計画	施設機能の維持、対策実施の合理性、設備重要度との適合性、維持管

	の策定	理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画を策定する。
4	点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。

(3) 電気設備

作業項目		作業内容
1	事前調査	施設の状況や問題点等を把握するため、事前に管理者等から既存資料収集や聞き取り調査を行った上、現地での機能診断項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。
2	概略診断評価	概略診断調査の結果により、部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。
3	機能保全 対策の検討	(1)性能低下予測 設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに、設備全体としての対策実施の要否、その時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて将来予測（余寿命予測）を行う。
		(2)機能保全対策 の検討 機能診断評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。
		(3)対策実施シナ リオの作成 今後必要となる対策の時期、内容等を予測して機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討する。
		(4)機能保全コス トの算定 各種診断結果による機能保全コストとして、①当面の整備に必要な費用、②今後の更新等に必要な費用（想定）、③定期点検に必要な費用を合算し算定する。
		(5)機能保全計画 の策定 施設機能の維持、対策実施の合理性、設備重要度との適合性、維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画を策定する。
4	点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。

第16条 点検照査取りまとめ

上記作業の点検照査取りまとめを行う。

第17条 作業上の留意点

参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。